

平成 23 年特許法等一部改正に伴う商標審査基準等の改正について

1. 商標法における博覧会指定の廃止

(1) 商標法改正の概要

- 第 4 条第 1 項第 9 号及び第 9 条第 1 項に規定する特許庁長官による博覧会の指定制度を廃止した。
- 「特許庁長官の定める基準」に適合する博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標を不登録事由の対象とし、同基準に適合する博覧会に出品・出展した者は、出品・出展した商品等の商標について、出願時の特例の主張を可能とした。

(2) 商標審査基準の改正の概要

第 4 条第 1 項第 9 号及び第 9 条第 1 項の適用において、「政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官の定める基準に適合するもの」等の判断は、「特許庁長官の定める基準」（平成 24 年 3 月告示予定（参考資料 8））に適合するかによって判断する旨、及び同基準を明記した。

2. 商標権消滅後一年間の登録排除規定の廃止

(1) 商標法改正の概要

- 第 4 条第 1 項第 13 号の規定を廃止

第 4 条第 1 項第 13 号の廃止により、引用商標の登録異義の申立てにおける取消決定の確定等を原因とする商標権の消滅については、同決定等の確定後に直ちに登録査定が可能となる。ただし引用商標の商標権の存続期間満了の場合は、満了後でも更新されることがあるため、過誤登録防止の観点から存続期間満了後の更新申請の有無の確認が必要となる。

(2) 商標審査基準の改正の概要

第 4 条第 1 項第 13 号の基準を削除し、第 4 条第 1 項第 11 号の審査において、引用商標の商標権の存続期間が満了している場合であっても、更新された場合には、同号を適用する旨、及び引用商標の商標権者が更新申請をしない旨意思表示し、更新がないことが明らかになった場合は、本号を適用しない旨を明記した。

3. 施行日

平成 24 年 4 月 1 日施行予定